

答申第 588 号

平成 26 年 7 月 18 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 2 月 25 日付けで諮問された口頭意見陳述に係る記録公開拒否（存  
否応答拒否）の件（諮問第 639 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定個人が不服申立てをしたことに係る神奈川県個人情報保護審査会での口頭意見陳述関係記録について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 異議申立人の主張要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、特定個人が不服申立てをしたことに係る神奈川県個人情報保護審査会（以下「個人審査会」という。）での口頭意見陳述関係記録（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県知事が、平成25年1月10日付けで、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 請求に関わる文書は、異議申立人本人の個人情報であり、それを開示しないのは、原則開示と決めている条例に違反である。即刻開示されたい。

イ 本人に録音等の記録が公開できることについては、個人審査会の会長確約済みの件であるので、神奈川県（以下「県」という。）はその教示を無視できない。

ウ 録音については、私個人が口述したものであるため、それを県が勝手に拒否はできない。本人に提示されたい。

エ 県の主張する神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第8条にも該当せず、拒否というものの自体に該当しない。

## 3 実施機関（政策局情報企画部情報公開課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定日に特定場所で行われた請求者本人による個人審査会の特定諮問案件（以下「本件個人案件」という。）に係る「口頭による意見陳述」の「録音」を含む全記録（以下「本件記録」という。）である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

特定個人が不服申立てを行っているか否かという情報（以下「本件情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエのいずれにも該当しない。

(3) 条例第8条該当性について

本件請求は、個人審査会の口頭による意見陳述に係る特定個人の記録を求めているものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が不服申立てを行っているか否かという条例第5条第1号に規定する個人に関する情報を明らかにすることとなるため、条例第8条の規定を適用したものである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、部会において異議申立人から口頭による説明を聴取した。その聴取の結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定日に特定場所で行われた請求者本人による本件個人案件に係る本件記録である。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

(イ) 本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 本件情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、同号ただし書アからエのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 条例第8条該当性について

ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 本件請求は、個人名を特定した上で、本件個人案件に係る本件行政文書の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答える

だけで、本件情報が明らかとなり、条例第5条第1号に規定する非公開情報である本件情報を公開することとなるものと認められることから、条例第8条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。

ウ したがって、本件行政文書の存否を答えるだけで非公開情報を公開することになるとして、存否を明らかにしないで公開を拒んだ本件処分は妥当であると判断する。

#### (5) その他

異議申立人は、本件行政文書は自己の情報であるため実施機関は公開を拒否できない旨主張している。

しかし、条例の定める情報公開制度は、何人に対しても請求を認める制度であり、公開、非公開の判断に当たって、請求者が誰であるかは考慮されないものであるため、当該異議申立人の主張を採ることはできない。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 2 月 25 日	○ 諮問
6 月 4 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 20 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 24 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 26 年 3 月 25 日 (第 126 回部会)	○ 審議
5 月 9 日 (第 128 回部会)	○ 異議申立人から意見を聴取
6 月 17 日 (第 129 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	

(平成 26 年 7 月 18 日現在) (五十音順)